

## 徳島県規則第五十二号

。 徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則（令和二年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県未来創生文化関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例」に改める。

第二条中「別表第一の九の項及び十の項」を「別表の一の項及び二の項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。